

保険商品一覧／個人保険

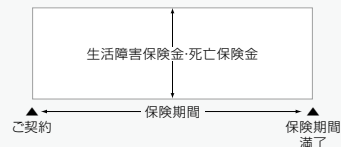
■変額保険、変額個人年金保険以外

【主契約】

就業不能保障保険 はたらけなくなった時に備える保険

生活障害保障型定期保険 (就業不能保障プラン)

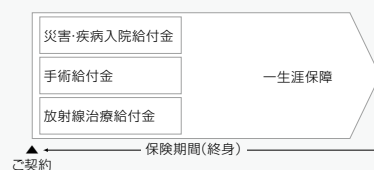
- 保険期間中に所定の就業不能状態に該当した場合、生活障害保険金をお支払します。
- 保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払します。
- 保険期間はライフプランに合わせて自由に選択できます。
- この保険は無配当タイプです。



医療保険 医療費の自己負担が増大する今の時代に頼もしい保険

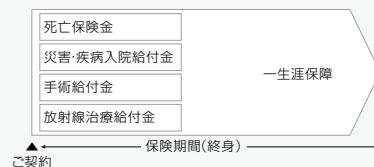
終身医療保険 (09) (アクサの「一生保障」の医療保険 プライム1)

- 入院・手術・放射線治療を、一生涯にわたって確保することができます。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院120日限度)。
- 公的医療保険制度の対象となっている手術などを保障します。
- この保険は無配当タイプです。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。



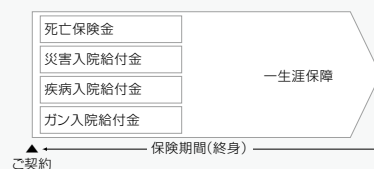
無解約払いもどし金型終身医療 保険 (09) (アクサの「一生保障」の医療保険 プライム2)

- 入院・手術・放射線治療を、一生涯にわたって確保することができます。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院120日限度)。
- 公的医療保険制度の対象となっている手術などを保障します。
- この保険は無配当タイプです。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



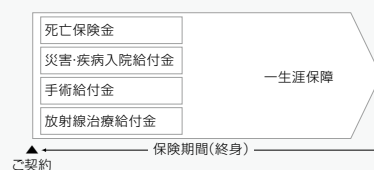
入院保障保険 (終身型 09) (アクサの「一生保障」の医療保険 がん入院日数無制限型)

- 入院を、一生涯にわたって確保することができます。
- ガンにより長期入院をされた場合でも、安心の保障です。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院60日限度)。
- この保険は無配当タイプです。
- 入院給付金のお支払いがない場合などに5年ごとに保険料が割引になる、無事故割引特約を付加することができます。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



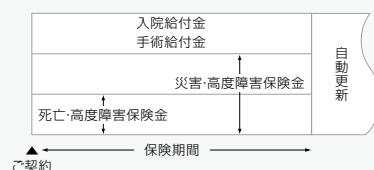
無解約払いもどし金型終身医療 保険 (12) (アクサの「一生保障」の医療保険 セルフガードアルファ)

- 入院・手術・放射線治療を、一生涯にわたって確保することができます。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院30日限度)。
- 公的医療保険制度の対象となっている手術などを保障します。
- この保険は無配当タイプです。
- 特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



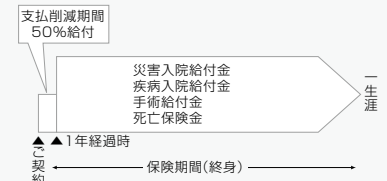
医療給付金付個人定期保険 (医療保険)

- 保険期間中の入院・手術・死亡保障を確保することができます。
- 年満了契約の場合、健康状態にかかわらず当社の定める年齢範囲内で自動更新されます。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は無配当タイプです。



限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）
（アクサの「一生保障」の医療保険OKメディカル）

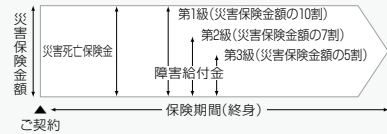
- 健康に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、高血圧のため血圧降下剤を服薬中の方など）を対象とした終身医療保険です。
- 1日以上入院や手術に備えた保険です（1入院60日限度）。
- 既往症についても、所定の要件を満たしていれば、給付金をお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。
- 特約を付加するとさらに保障を充実させることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



傷害保険 不慮の事故に対する備えをしっかりとっておきたい

長期傷害保険

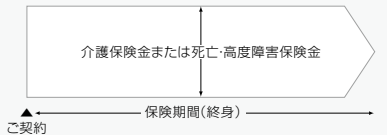
- 保険期間中に所定の不慮の事故により死亡された場合、災害死亡保険金をお支払いします。保障は一生続きます。
- 保険期間中に所定の身体障害状態になられた場合、障害給付金をお支払いします。保障は一生続きます。
- 簡単な告知でお申し込みいただけます。
- この保険は無配当タイプです。



終身保険 高齢化の時代だからこそ、一生涯にわたって保障を確保しておきたい

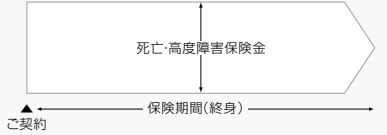
介護終身保険
（賢者の備え）

- 当社所定の要介護状態が180日以上継続した場合、介護保険金をお支払いします。
- 当社所定の要介護状態にならずに死亡または所定の高度障害状態になられた時、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。
- 保険料の払込期間は、ご自身のライフプランによって選択することができます。



無配当終身保険
（アクサの「一生保障」の終身保険）

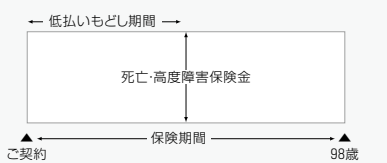
- 死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。主契約の保障は一生続きます。
- 保険料の払込期間は、ご自身のライフプランによって選択することができます。
- 低払いもどし金特約を付加することで、さらに割安な保険料で保障の準備ができます。
- 各種特約を付加することによって、総合的な保障を確保することができます。
- この保険は無配当タイプです。



定期保険 毎月の保険料は低く抑えて、できる限り保障を充実させたい

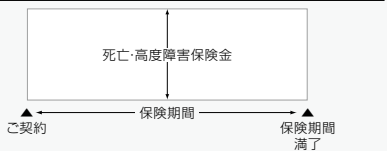
低払いもどし金型定期保険
（LTP フェアウインド）

- 保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。主契約の保障は98歳まで続きます。
- 低払いもどし期間（型により異なります）中に解約された場合の払いもどし金を抑制する仕組みで保険料が計算されています。
- 各種特約を付加することによって、総合的な保障を確保することができます。
- この保険は無配当タイプです。



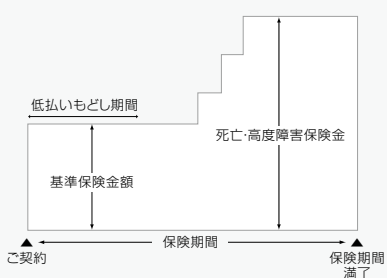
非更新型定期保険

- 保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険期間はライフプランに合わせて自由に選択できます。
- この保険は無配当タイプです。



初期低払いもどし金型逡増定期保険

- 保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険料は変わらずに、保険金額が所定の割合で複利で逡増します。
- 必要保障額に合わせて、逡増改変年度が異なる5つのタイプから選択できます。
- 低払いもどし期間（型により異なります）中に解約された場合の払いもどし金を抑制する仕組みで保険料が計算されています。その分保険料が割安になっています。
- ガン割増特約が付加されますので、ガンにより死亡・高度障害状態になられた場合、ガン死亡・高度障害保険金を上乗せしてお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。

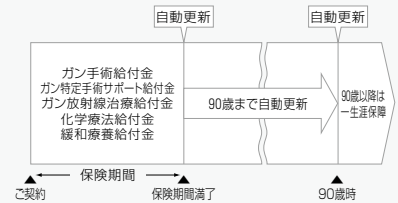


ガン保険 ガンに備えて、手厚い保障を確保しておきたい

ガン治療保険（無解約払いもどし金型）

（アクサの「治療保障」のがん保険）

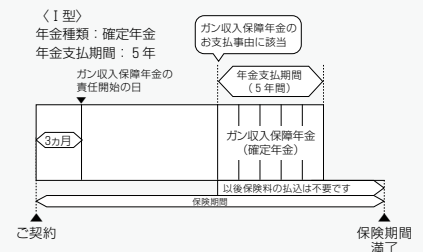
- 所定のガンの治療を目的とした手術、放射線治療、化学療法（抗がん剤治療）および所定のガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした緩和療養を保障します。
- 所定の手術を受けられた場合はガン手術給付金をお支払いします。また、ガン手術給付金が支払われる手術のうち、手術後に合併症が発症する可能性の高い所定の手術を受けられた場合はガン手術給付金に加えてガン特定手術サポート給付金をお支払いします。
- 所定の放射線治療を受けられた場合はガン放射線治療給付金をお支払いします。
- 所定の化学療法（抗がん剤治療）を受けられた場合は化学療法給付金をお支払いします。
- 所定の緩和療養を受けられた場合は緩和療養給付金をお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。
- この保険は、払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安となっています。
- 特約を付加するとさらに保障を充実させることができます。
- 自動更新でご契約をご継続できます。健康状態にかかわらず、保険期間満了後も保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで、ご契約が自動的に更新されます。また、90歳更新時に、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約が自動的に更新されます。



ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）

（アクサの「収入保障」のがん保険）

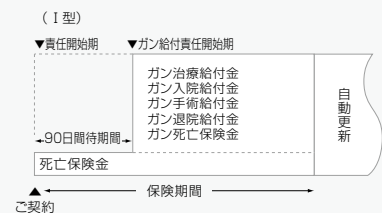
- ガン罹患による収入減少のリスクなどに備えることができます。
- お支払金・年金種類・年金支払期間が異なる4つの型があります。
 - I型（ガン収入保障年金：5年確定年金）
 - II型（ガン収入保障年金：5年保証期間付有期年金）
 - III型（ガン収入保障年金ならびに遺族収入保障年金：5年確定年金）
 - IV型（ガン収入保障年金ならびに遺族収入保障年金：5年保証期間付確定年金）
- 第1回年金倍額支払特約を付加することにより、第1回（初年度）の年金のお支払額を2倍にすることができます。
- 保険料の払込免除のお取り扱いがあります。
- この保険は無配当タイプです。
- この保険は、払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安となっています。



※保険期間中にガン収入保障年金が支払われずに死亡されたときは、死亡給付金（月払保険料×死亡されたときまでの月数）をお支払いします。

ガン保険

- ガンによる入院・手術・死亡に対する保障を、重点的に確保することができます。またガン以外で死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- ガン治療給付金の支払われた入院の開始日から2年経過した後にガンで再度入院を開始した場合にも、ガン治療給付金をお支払いします。
- I型、II型のいずれかを選択できます。II型にご契約の場合、保険期間満了時に生存されていたときに生存給付金をお支払いします。
- 年満了契約の場合、健康状態にかかわらず当社の定める年齢範囲内で自動更新されます。
- この保険は無配当タイプです。



【特約】

より充実した保障と安心を求めらるお客さまのために、さまざまなニーズに応じて各種特約をご用意しております。

はたらけなくなった時に備える特約

生活障害保障型逡減定期保険特約

■生活障害保険金

保険期間中に所定の就業不能状態に該当された場合、生活障害保険金をお支払します。

■死亡保険金

保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払します。

死亡・高度障害時に備えた特約

非更新型家族収入特約

■特約死亡・高度障害年金

保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、特約保険期間満了時まで特約死亡・高度障害年金をお支払いします。

非更新型定期保険特約

■死亡・高度障害保険金

保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

医療保険に付加できる特約

先進医療給付特約 (12)

■先進医療給付金

保険期間中に、所定の先進医療による療養を受けられた場合、先進医療にかかる技術料と同額 (1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度) の先進医療給付金をお支払いします。

■先進医療一時金

被保険者が先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられた場合、15万円の先進医療一時金をお支払いします。

上皮内新生物治療給付特約

■上皮内新生物手術給付金

保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられた場合、特約基本給付金額×2の上皮内新生物手術給付金をお支払いします。

■上皮内新生物放射線治療給付金

保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療をされた場合、特約基本給付金額×2 (60日に1回限度) の上皮内新生物放射線治療給付金をお支払いします。

この特約はガン治療保険 (無解約払いもどし金型) の専用特約です。

特定疾患給付特約 (03)

■特定疾患給付金

保険期間中に特定疾患を発病され、かつ、所定の診断基準に該当された場合、特定疾患給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

ガン入院給付特約

■ガン入院給付金

保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした入院をされた場合、ガン入院給付金日額×入院日数のガン入院給付金をお支払いします。

■上皮内新生物入院給付金 ※主契約に上皮内新生物治療給付特約が付加されている場合

保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院をされた場合、ガン入院給付金日額×入院日数の上皮内新生物入院給付金をお支払いします。

この特約はガン治療保険 (無解約払いもどし金型) の専用特約です。

初期入院給付特約

■初期入院給付金

保険期間中に不慮の事故または疾病により2日以上継続して入院された場合、主契約入院給付金日額の4倍の初期入院給付金をお支払いします。

この特約は医療給付金付個人定期保険の専用特約です。

ガン先進医療給付特約 (12)

■ガン先進医療給付金

保険期間中に、所定のガンの治療を直接の目的とした所定の先進医療による療養を受けられた場合、先進医療にかかる技術料と同額 (1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度) のガン先進医療給付金をお支払いします。

■ガン先進医療一時金

被保険者がガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられた場合、15万円のガン先進医療一時金をお支払いします。

この特約はガン治療保険 (無解約払いもどし金型) の専用特約です。

介護終身保険特約

■死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金

保険期間中に死亡・高度障害状態あるいは所定の要介護状態になり、その要介護状態が180日以上継続した場合、死亡・高度障害・介護保険金をお支払いします。

この特約は無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) の専用特約です。

介護終身給付特約

■死亡給付金・高度障害給付金・介護給付金

保険期間中に死亡・高度障害状態あるいは公的介護保険に定める要介護2以上の状態に該当した場合、又は、所定の要介護状態になり、その要介護状態が180日以上継続した場合、死亡・高度障害・介護給付金をお支払いします。

この特約は無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) の専用特約です。

ガン倍額支払特約

■ガン死亡・ガン高度障害保険金

保険期間中にガンにより死亡・高度障害状態になられた場合、ガン死亡・ガン高度障害保険金をお支払いします。

■ガン入院給付金

保険期間中にガンにより8日以上継続して入院された場合、主契約入院給付金日額×入院日数のガン入院給付金をお支払いします。

この特約は医療給付金付個人定期保険の専用特約です。

成人病入院倍額支払特約

■成人病入院給付金

保険期間中に所定の成人病により8日以上継続して入院された場合、主契約入院給付金日額×入院日数の成人病入院給付金をお支払いします。

■長期入院給付金

保険期間中に所定の成人病により270日以上継続して入院された場合、主契約の入院給付金日額の100日分の長期入院給付金をお支払いします。

この特約は医療給付金付個人定期保険の専用特約です。

生活習慣病入院給付特約 (09)

■生活習慣病入院給付金

保険期間中に所定の生活習慣病により1日以上入院された場合、生活習慣病入院給付金日額×入院日数の生活習慣病入院給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

女性疾病入院・手術給付特約 (I型)

■女性疾病入院給付金

保険期間中に所定の女性疾病により1日以上入院された場合、女性疾病入院給付金日額×入院日数の女性疾病入院給付金をお支払いします。

■女性疾病手術給付金

【入院中】

保険期間中に1日以上入院をし、かつその入院中に所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×20の女性疾病手術給付金をお支払いします。

【入院外】

保険期間中に入院外で、所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×5の女性疾病手術給付金をお支払いします。

■女性疾病放射線治療給付金

保険期間中に所定の女性疾病により所定の放射線治療による施術を受けた場合、女性疾病入院給付金日額×10の女性疾病放射線治療給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) の専用特約です。

女性疾病入院・手術給付特約 (II型)

■女性疾病入院給付金

保険期間中に所定の女性疾病により1日以上入院された場合、女性疾病入院給付金日額×入院日数の女性疾病入院給付金をお支払いします。

■女性疾病手術給付金

【入院中】

保険期間中に1日以上入院をし、かつその入院中に所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×10の女性疾病手術給付金をお支払いします。

【入院外】

保険期間中に入院外で、所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×3の女性疾病手術給付金をお支払いします。

■女性疾病放射線治療給付金

保険期間中に所定の女性疾病により所定の放射線治療による施術を受けた場合、女性疾病入院給付金日額×5の女性疾病放射線治療給付金をお支払いします。

この特約は入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

退院後療養給付特約

■退院後療養給付金

保険期間中に主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されている場合、入院1回につき、退院後療養給付金日額×5 (通算して10回限度) の退院後療養給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

3大疾病診断給付特約 (03)

■ガン診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金

保険期間中にガン、急性心筋梗塞または脳卒中と診断され、それぞれ所定の状態になられた場合、それぞれ1回を限度として各診断給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

3大疾病保障終身保険特約 (12)

■死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金

保険期間中に死亡・高度障害状態あるいは3大疾病 (ガン・急性心筋梗塞・脳卒中) により所定の状態に該当した場合、死亡・高度障害・3大疾病保険金をお支払いします。

この特約は、無解約払いもどし金型終身医療保険 (12) の専用特約です。

手術給付特約

■手術給付金

保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けられた場合、所定の手術給付金をお支払します。

この特約は入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

手術給付特約 (09)

■手術給付金

保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けられた場合、手術給付金日額×10の手術給付金をお支払します。

この特約は入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

入院時手術給付特約

■入院時手術給付金

保険期間中に入院給付金が支払われる入院をし、かつその入院中に、治療を目的として公的医療保険制度の診療報酬点数表により手術料が算定される所定の手術を受けられた場合、入院手術給付金日額×5の入院時手術給付金をお支払いします。

この特約は、入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

限定告知型先進医療給付特約

■先進医療給付金

保険期間中に、所定の先進医療による療養を受けられた場合、先進医療にかかる技術料と同額（1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度）の先進医療給付金をお支払いします。

■先進医療一時金

被保険者が先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられた場合、15万円の先進医療一時金をお支払いします。

この特約は限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）の専用特約です。

限定告知型終身保険特約

■死亡保険金

保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします（ご契約から1年以内の疾病による死亡の場合、保険金は50%に削減されます）。

この特約は限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）の専用特約です。

非更新型定期保険などに付加できる特約

災害割増特約

■災害・災害高度障害保険金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に死亡・高度障害状態になられた場合または所定の感染症により死亡・高度障害状態になられた場合、災害・災害高度障害保険金をお支払いします。

傷害特約

■災害保険金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に死亡された場合または所定の感染症により死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

■障害給付金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に所定の障害状態になられた場合、災害保険金額の1割（6級例：片手親指の喪失）～10割（1級例：両眼の失明）の障害給付金をお支払いします。

疾病入院・手術特約

■疾病入院給付金

保険期間中に疾病により5日以上継続して入院された場合、入院給付金日額×（入院日数－4日）の疾病入院給付金をお支払いします。

■手術給付金

保険期間中に不慮の事故または疾病により所定の手術を受けられた場合、所定の手術給付金をお支払いします。

災害入院特約

■災害入院給付金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に5日以上継続して入院された場合、入院給付金日額×（入院日数－4日）の災害入院給付金をお支払いします。

その他の特約

リビング・ニーズ特約

■特約保険金

余命が6ヵ月以内と判断された場合、特約保険金をお支払いします。

指定代理請求特約

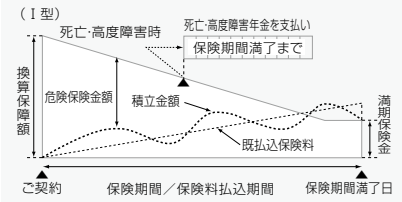
所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、受取人に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。

■変額保険・変額個人年金保険

変額保険 ライフステージの変化に応じた保障と資産形成を効率的に準備したい

年金払定期積立型変額保険 (ライフ プロデュース (06))

- 特別勘定の運用実績により積立金額などが変動する保険です。
- 保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、それぞれ死亡年金、高度障害年金をお支払いします。
- 保険期間満了時に生存されていた場合、満期保険金をお支払いします。ただし、満期保険金額に対する最低保証はありません。
- 年金支払期間によって、ご契約には2つの型があります。I型(5年保証定額型)、II型(10年保証定額型)のいずれかを選択できます。
- 当社所定の範囲内において、保障額、保険料の見直し、積立金額の一部引出ができます。
- この保険は無配当タイプです。



ご注意

この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。

受取総額が、お支払総額を下回る場合があります。

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額な

どが払込保険料総額を下回る場合があります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

この商品には、一定の費用がかかります。

<第1回の年金の支払事由発生前にかかる費用>

●保険関係の費用

項目	費用	備考
危険保険料	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に、危険保険料率を乗じた額	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。
保険契約管理費 (保険料比例部分)	保険料(任意一時払保険料を除く)に対し、3.00%	各保険料を特別勘定に繰り入れる際、当該保険料から控除して積立金に充当します。
保険契約管理費(定額部分)	毎月250円(固定費)	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。
保険契約管理費 (危険保険金額比例部分)	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に対し、0.01%/月	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。
保険契約管理費 (積立金額比例部分)	積立金に対し、年率1.00% (1.00%/365日を乗じた金額)	毎日、積立金から控除します。

※危険保険料は、危険保険金額が積立金額の変動等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額を記載することが困難であり、表示することはできません。また、危険保険料率は、年齢、性別によって異なります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」の「保険の特長と仕組み2.保険料について」をご覧ください。

●運用関係の費用

項目	費用	備考
運用関係費	ライフプロデュース 30: 年率 0.7770% 程度(税抜 年率 0.74% 程度) ライフプロデュース 50: 年率 0.8295% 程度(税抜 年率 0.79% 程度) ライフプロデュース 70: 年率 0.8820% 程度(税抜 年率 0.84% 程度) ライフプロデュース日本株式: 年率 0.8610% 程度(税抜 年率 0.82% 程度) ライフプロデュース世界株式: 年率 0.8925% 程度(税抜 年率 0.85% 程度) ライフプロデュース世界債券: 年率 0.5460% 程度(税抜 年率 0.52% 程度)	投資信託の純資産額に対して、毎日積立金から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬の率を記載しています。また、信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

これらの運用関係費は、運用の手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<第1回の年金の支払事由発生以後にかかる費用>

項目	時期	費用	備考
年金管理費	年単位の契約応当日	支払年金額の1%	年金支払開始日以後、年単位の契約応当日に責任準備金から控除されます。

※年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

<解約された場合にかかる費用>

項目	時期	費用	備考
解約控除	解約時	積立金に対する解約控除額と危険保険金に対する解約控除額の合計額	解約日が契約日より起算して10年未満の場合には、経過年数(1年未満切上げ)に応じて、積立金額に対する解約控除額(10%~1%)と危険保険金に対する解約控除額(0.5%~0.05%)の合計額を解約日の翌営業日の積立金額から控除します。

※積立金の一部引出にも、経過年数に応じて積立金額に対する解約控除がかかることがあります。

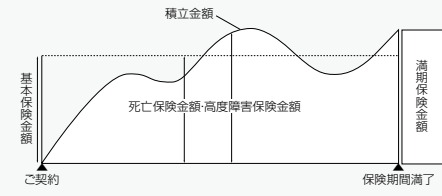
※基本年金年額の減額、契約の型の変更、保険期間の短縮の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。

・積立金の移転の際にも所定の移転費用を積立金から差し引きます。

・諸費用の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「ご契約後について16.費用について」「ご契約後について8.ご契約の解約・積立金の一部引出と払いもどし金について」をご覧ください。

お客さまにご負担いただく費用は、危険保険料、各保険契約管理費、運用関係費、年金管理費、解約控除、および積立金の移転費用の合計額となります。

- ユニット・リンク**
- 特別勘定の運用実績により積立金額などが変動する保険です。
 - 保険期間中にもしものことがあったときには、死亡・高度障害保険金をお支払いします。死亡・高度障害保険金は、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額をお支払いします。(基本保険金額は最低保証されます)
 - 保険期間満了時には運用実績に応じた満期保険金をお支払いします。最低保証はありません。(基本保険金額を下回ることがあります)



ご注意 この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。

受取総額が、お支払総額を下回る場合があります。

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの保険です。特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払

込保険料総額を下回る場合があります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

この商品には、一定の費用がかかります。

<保険料払込時および保険期間中にかかる費用>

●保険関係の費用

保険契約の締結、維持などに必要な費用を保険料から控除します。保険料からこの費用を控除した金額を特別勘定に繰入れます。また、特別勘定に繰入れた後に、死亡保障などに必要な費用を積立金額から定期的に控除します。なお、前記の費用は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料の合計額は契約条件・特別条件承諾書でご確認ください。

●運用関係の費用

項目	費用	備考
運用関係費	安定成長バランス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.61635%程度(税抜0.587%程度) * 1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.74340%程度(税抜0.708%程度) * 1	
	日本株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.99750%程度(税抜0.950%程度)	
	外国株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.99750%程度(税抜0.950%程度)	
	世界債券プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.68250%程度(税抜0.650%程度)	
	金融市場型：投資信託の純資産額に対して 年率0.034125%~0.483000%程度 (税抜 0.0325%~0.4600%程度) * 2	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

* 1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動等に伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

* 2 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

<解約された場合にかかる費用>

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日における保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数により計算した額	解約日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取り扱いします。

※保険料払込年月数が10年未満の場合に定額払済養老保険への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。

※諸費用の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「ご契約後についての大切なことから22.費用について」をご覧ください。

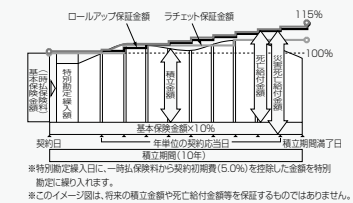
お客さまにご負担いただく費用は、保険関係費、運用関係費、解約控除および積立金の移転費用の合計額となります。

変額個人年金保険

変額個人年金保険 (13)

- この保険は、特別勘定資産の運用実績によって積立金額、死亡給付金額および年金額等が変動する変額個人年金保険です。
- 年金支払開始日以後も特別勘定による運用を継続します。
- この保険の保険料のお払込方法は一時払です。
- 積立期間は、最短1年から年単位で設定できます。
- 年金支払期間によって、ご契約は「有期型」、「終身型」の2つの型があります。
- 年金支払開始日前に、被保険者が死亡された場合は、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は運用実績により変動しますが、最低保証があります。
- 「ロールアップ保証機能」により、基準保証金額が、積立期間（最長10年）に応じて毎年増加します。
- 積立期間中の運用が好調な場合は、「ラチェット保証機能」により、基準保証金額が増加する可能性があります。
- この保険は無配当タイプです。

【イメージ図】(積立期間が10年の場合)



ご注意

この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。



受取総額が、お支払総額を下回る場合があります。

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。

特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式および円貨建ての公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動や為替変動等に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映され

ますので、このリスクをご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払い戻し金額等が一時払保険料を下回る場合があります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社、または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。



この商品には、一定の費用がかかります。

<契約時>

項目	費用
契約初期費	一時払保険料に対して5.0%を特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

<積立期間中および年金支払期間中>

項目	費用
保険関係費	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して年率0.168%程度（税抜：0.16%程度）を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<一般勘定で運用する年金の支払期間中>

項目	費用
年金管理費	年金額に対して1.0%年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

お客さまにご負担いただく費用は、契約初期費、保険関係費、運用関係費、年金管理費の合計額となります。

保険商品一覧／団体保険

アクサ生命は団体保険・団体年金保険の引受業務を行っています。
主に、企業の福利厚生に適應した商品・サービスを提供しています。

終身保険 従業員の退職後の暮らしをしっかりとサポート

一時払退職後終身保険

- 退職後における老後保障（死亡・高度障害）を目的とした保険で、終身にわたり保障します。
- 保険料は、契約時に一時にお払込みいただく一時払方式となっております。
- 契約者配当金は積立方式とし、保険金お支払いのとき、または解約のときにお支払いします。

定期保険 従業員とそのご家族の分まで充実の保障でカバー

総合福祉団体定期保険

- 企業・団体の従業員が死亡・高度障害状態になられた場合、企業の福利厚生規程に基づいて支給される金額を、死亡・高度障害保険金としてお支払いします。
- 団体でのご契約のため割安な保険料で保障が得られます。
- 全員が診査なしで加入でき、契約団体別の実績に応じて契約者配当金をお支払いします。

福祉団体定期保険

- 企業・団体の役員・従業員の遺族等の生活保障を目的とした死亡保険です。
- 団体でのご契約のため割安な保険料で保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
- 全員が診査なしで加入でき、契約団体別の実績に応じて契約者配当金をお支払いします。

財形 勤労者の資産形成を計画的にバックアップ

勤労者財産形成貯蓄積立保険

- 保険料は毎月の給与や毎期の賞与などから天引きされますので、確実に貯蓄できます。
- 災害で死亡・高度障害状態になられた場合は、事故発生時までにお払込みいただいた保険料累計額の5倍の金額をお支払いします。

財形年金積立保険

- 10年保証終身年金、確定年金のいずれかを選択できます。年金の型は、10年保証終身年金にご契約の場合、通増型、定額型のいずれかを選択でき、確定年金は定額型のみのお取り扱いとなります。
- お受け取りの年金には税金がかかりません（払込保険料累計385万円まで非課税です）。
- 災害で死亡・高度障害状態になられた場合は、事故発生時までにお払込みいただいた保険料累計額の5倍の金額をお支払いします。
- 保険料は毎月の給与や毎期の賞与などから天引きされますので、確実に老後資金を準備できます。

財形住宅貯蓄積立保険

- 財形年金積立保険と合わせて元本550万円まで利子非課税です。
- マイホーム資金の融資が受けられます。

年金保険 老後生活資金を計画的に積み立てます

確定給付企業年金保険

- 企業・団体に必要な退職金・退職年金の原資を平準的に積み立てることができます。確定給付企業年金制度専用の年金保険です。
- 企業・団体の確定給付企業年金の規約に基づき、年金制度の運営や管理を行います。

新企業年金保険

- 企業・団体に必要な退職金・退職年金の原資を平準的に積み立てることができます。
- 積立金は、堅実な運用が期待できます。
- 企業・団体の退職年金規程に基づき、年金制度の運営や管理を行います。

拋出型企業年金保険

- 企業・団体の従業員・所属員が保険料を自己負担して老後の年金資金を積み立てるための保険です。
- 積立金は、堅実な運用が期待できます。
- 年金制度の円滑な運営や管理を行います。

国民年金基金保険

- 自営業者の老後生活を確かなものとするために、公的年金である国民年金の上乗せ給付をするための国民年金基金専用の年金保険です。
- 年金制度の円滑な運営や管理を行います。

※詳細は、「商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
(2013年7月2日現在)

医療保険 医療費の自己負担が増大する今の時代に頼もしい保険

医療保障保険<団体型>

- 公的医療保険制度の被保険者を対象として、入院時の医療費負担の軽減や、死亡保障をする保険です。

団体信用生命保険 もしもの時の債権債務リスクをまるごとカバー

団体信用生命保険

- 各種信用制度を利用する債務者の死亡保障を目的とした保険です。
- 債務の完済までの間、債務額と同額の死亡保障を行い、債務の返済に応じて保険金額が逓減します。
- 全員が診査なしで加入でき、契約団体別の実績に応じて契約者配当金をお支払いします。